

2020年8月28日
第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
「四国アライアンス」提携4行にて販売開始



第一フロンティア生命保険株式会社(社長:武富 正夫)は、2020年9月1日より、「四国アライアンス」提携4行(阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行)にて積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)「四国の絆(きずな)2*1」を販売開始いたします。

当商品は、累計販売額500億円*2を超え、多くのお客さまにご愛顧いただいております「四国の絆(きずな)」をリニューアルし、従来の死亡保障ニーズにお応えする「死亡保障プラン」だけでなく、新たに認知症・介護への備えにお応えする「認知症・介護プラン」を選択いただけるようになりました。「認知症・介護プラン」では所定の認知症と診断確定された場合や公的介護保険における要介護1以上に認定された場合に、認知症・介護保険金をお受取りいただけます。また、当商品のご契約者さまおよびそのご家族にも安心してご契約を継続いただくために、認知機能の確認や健康相談などができる商品付帯サービス「健康サポートダイヤル」(提供:ティーベック株式会社)も提供いたします。

さらに、「資産を寄付することで社会のために役立てたい」といったお客さまのニーズにお応えするために、当商品でご活用いただける「四国おもいやり制度」を四国アライアンス提携4行と共同で開発しました。本制度を活用することで、死亡保険金受取人として四国4県にある当社指定の「公益団体」を指定することができ、地域への社会貢献が可能となります。また、死亡保険受取人に「ご家族」と「当該団体」の両方を指定することで、「保険金の一部を寄付したい」というお客さまのニーズに応えられます。

当社は、今後も「一生涯のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、お客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスを機動的に提供し続けることで、お客さまの安心で豊かな生活を支えてまいります。

「四国おもいやり制度」の概要につきましては次ページをご覧ください。

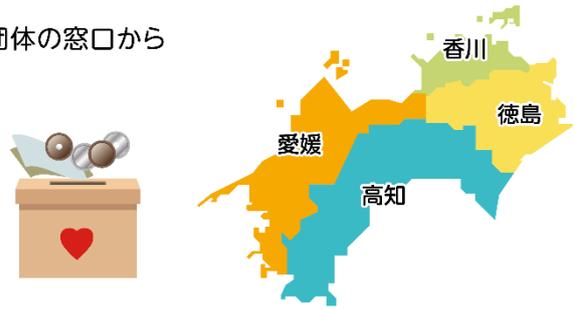
※1 「四国の絆(きずな)2」は、「四国アライアンス」提携4行における積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)の販売名称です。

※2 2017年9月1日の販売開始から2020年7月末までの累計販売額(収入保険料ベース)は525億円です。

「四国おもいやり制度」とは

第一フロンティア生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を、死亡保険金受取人に指定することができます。

- 死亡保険金受取人は、四国4県にある以下の指定公益団体の窓口から選択できますので、四国地域への社会貢献が可能です。



指定公益団体



【団体の概要・活動】

「人間のいのちと健康、尊厳を守ること」を目的として活動する人道支援団体です。
災害救護をはじめとし、国内はもとより世界190以上の国と地域に広がる国際赤十字ネットワークとこれまで培った知見を生かし、国内外で幅広い支援活動を行っています。

赤い羽根共同募金

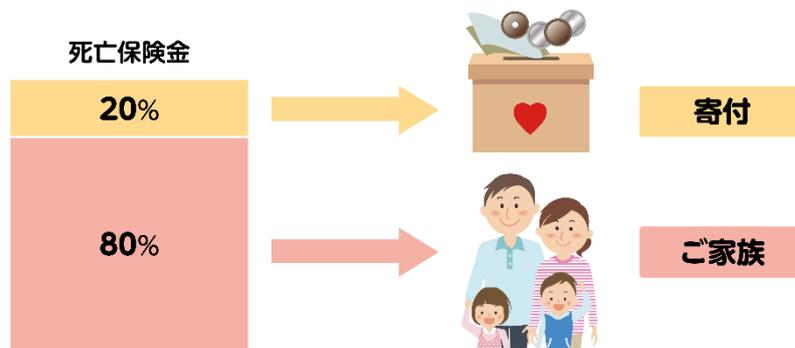


【団体の概要・活動】

1947年から続く「赤い羽根共同募金」は、毎年全国で約5万件もの福祉活動へ助成を行い、子ども、高齢者、障がい者、困難を抱える方たちの支援など、地域の課題を解決する活動をサポートしています。
都道府県単位で集まった募金は、市民参加の配分委員会による審査を経て、同じ県内で役立てられます。
災害発生時には、災害ボランティアセンターの運営支援など被災地支援にも役立てられます。

- 死亡保険金受取人に、「ご家族」と「指定公益団体」の両方を指定できるため、死亡保険金の一部を寄付することも可能です(受取割合は1%単位で設定できます)。

<例>死亡保険金受取人に、指定公益団体とご家族を指定(受取割合 団体20%:ご家族80%)した場合のイメージ



<「四国アライアンス」について>

四国創生に向けた、四国各県を拠点とする地方銀行4行(阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行)の包括提携をさします。詳細は各行のホームページをご確認ください。

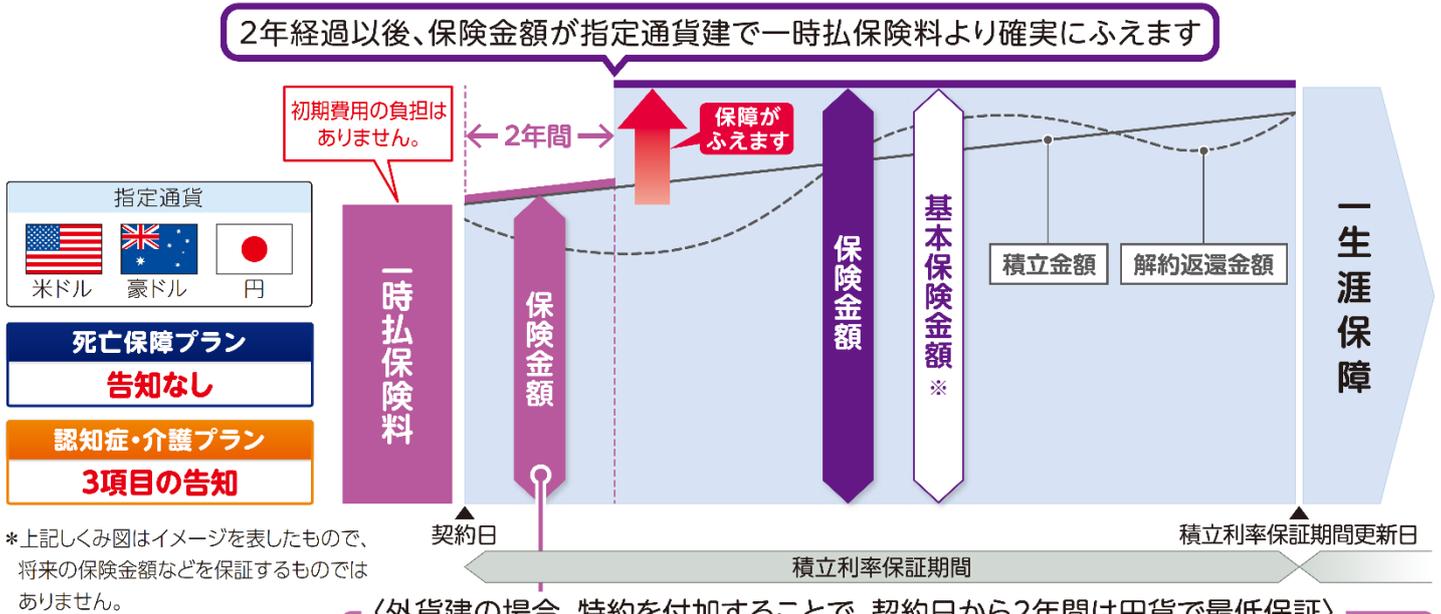


『四国の絆2』の商品の概要

■ しきみ図(イメージ)

*下記の「保険金額」は、**死亡保障プラン**では「死亡保険金額」、**認知症・介護プラン**では「認知症・介護保険金額または死亡保険金額」となります。

⚠️ 認知症・介護保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。



*上記しきみ図はイメージを表したもので、将来の保険金額などを保証するものではありません。

〈外貨建の場合、特約を付加することで、契約日から2年間は円貨で最低保証〉
 保険金額は、一時払保険料の円換算額を最低保証します(保険金は円貨でお支払い)。

例 一時払保険料の円換算額 **1,000万円** → 保険金額 **1,000万円** を最低保証

*契約日から2年経過以後に保険金を支払う場合に基準となる金額です。一時払保険料および契約日における積立利率などに基づき計算されます。

■ 主なお取扱いについて

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
積立利率	毎月1日と16日の月2回設定 *契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます		
保険期間	終身		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	死亡保障プラン 20歳~90歳 認知症・介護プラン 40歳~85歳 *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない通貨・年齢・性別があります。		
積立利率 保証期間	死亡保障プラン	20歳~80歳:30年 81歳~90歳:10年	20歳~85歳:20年 86歳~90歳:10年
	認知症・介護プラン	40歳~80歳:30年 81歳~85歳:10年	40歳~85歳:20年
一時払保険料 もしくは 各払込金額	最低	●指定通貨入金 10,000米ドル・10,000豪ドル ●円貨入金 100万円 ●外貨入金 10,000米ドル・10,000豪ドル	
	最高 (基本保険金額)	死亡保障プラン 9億円相当額(「認知症・介護プラン」と通算) 認知症・介護プラン 3億円相当額(当プラン単独) (適用される積立利率、年齢、および性別により一時払保険料の上限額は異なります)	
付加できる特約	2年間保険金円保証特約、目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約、 保険料円貨入金特約、保険料外貨入金特約、円貨支払特約		—
	年金支払移行特約、死亡給付金等の年金払特約		

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を   と表記しています。

■ 保障内容について

主な支払事由	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。 ● 認知症・介護プランの場合、被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、つぎのいずれかに該当した場合、認知症・介護保険金を被保険者にお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 所定の認知症と診断確定 ② 公的介護保険における要介護1以上に認定 <p>⚠️「認知症・介護プラン」の場合、死亡保険金と認知症・介護保険金は重複してお支払いしません。</p>										
死亡保険金額および認知症・介護保険金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険期間</th> <th>保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約日から2年間</td> <td>つぎのいずれか大きい金額…(A) ● 一時払保険料 ● 積立金額 ● 解約返還金額</td> </tr> <tr> <td>  「2年間保険金円保証特約」を付加した場合</td> <td>つぎのいずれか大きい金額 ● (A)の円換算額 ● 一時払保険料の円換算額</td> </tr> <tr> <td>契約日から2年経過以後</td> <td>つぎのいずれか大きい金額 ● 基本保険金額※ ● 解約返還金額</td> </tr> </tbody> </table>	保険期間	保険金額	契約日から2年間	つぎのいずれか大きい金額…(A) ● 一時払保険料 ● 積立金額 ● 解約返還金額	  「2年間保険金円保証特約」を付加した場合	つぎのいずれか大きい金額 ● (A)の円換算額 ● 一時払保険料の円換算額	契約日から2年経過以後	つぎのいずれか大きい金額 ● 基本保険金額※ ● 解約返還金額	<p>*   「死亡保障プラン」において、目標値に到達し、円建の終身保険に移行後は、別途金額を定めます。</p>	
保険期間	保険金額										
契約日から2年間	つぎのいずれか大きい金額…(A) ● 一時払保険料 ● 積立金額 ● 解約返還金額										
  「2年間保険金円保証特約」を付加した場合	つぎのいずれか大きい金額 ● (A)の円換算額 ● 一時払保険料の円換算額										
契約日から2年経過以後	つぎのいずれか大きい金額 ● 基本保険金額※ ● 解約返還金額										
解約返還金	あり	配当金	なし								

※契約日から2年経過以後に保険金を支払う場合に基準となる金額です。一時払保険料および契約日における積立利率などに基づき計算されます。

■ リスクと費用について

解約・減額する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて（損失が生じるおそれ）

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

費用について（この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります）

■ すべてのご契約者に負担していただく費用

積立利率保証期間中、積立金からご契約の締結に必要な費用および保険金を支払うための費用を控除します。

*上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型（プラン）、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

■ 特定のご契約者に負担していただく費用

①解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。 解約控除 = 一時払保険料 × 以下の解約控除率

指定通貨	米ドル建		豪ドル建※		円建	
積立利率保証期間	30年	10年	20年	10年	30年	15年
解約控除率	5.5%～0.0%	4.0%～0.0%	5.5%～0.0%	4.0%～0.0%	2.5%～0.0%	2.0%～0.0%

※「認知症・介護プラン」は「20年」のみとなります。

*   「死亡保障プラン」において、定額円貨建移行日以後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。

②   「2年間保険金円保証特約」を付加した場合、契約日から2年間、積立金から保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除します。

*上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型（プラン）、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

③   「死亡保障プラン」において、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、円建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

*上記の費用は、定額円貨建移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

④ 特約を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、受取特約年金額に対して**0.4%**（円貨で特約年金を受け取る場合は**最大0.35%**）を負担していただきます（2020年7月現在の数値であり、将来変更されることがあります）。

■ 通貨を換算する場合の費用

「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」などの特約の為替レートは、為替手数料としてTTMとの差額（25銭～50銭）を加味したレートであり、その差額はお客さまの負担となります（為替レートは、2020年7月現在の数値であり、将来変更されることがあります）。

*TTM（対顧客電信売相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■   この他に外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては商品発売日以降、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

以上